

ECサイトを活用した県産品の販売拡大業務委託 仕様書

1 委託業務の目的及び概要

市場規模が拡大している電子商取引（以下、「EC」という。）において、資材高騰等による生産コストの増加分を価格に反映しづらい農林水産物の販売を強化するため、本県認定「頂（いただき/しずおか食セレクション）」（以下、「頂」という。）の生産者（共同申請者を含む）が運営するECサイトにて、「頂」フェアを開催し「頂」の認知向上と販売拡大を図る。

2 委託業務期間

契約締結日から令和7年3月21日（金）まで

3 業務内容

以下の「頂」フェアを開催、運営すること。

(1) 「頂」フェアの概要

区 分	概 要
開催場所	静岡県認定の「頂（いただき/しずおか食セレクション）」（以下、「頂」という。）の生産者（共同申請者を含む）が運営するECサイト内。
実施者	静岡県認定の「頂」の生産者（共同申請者を含む）で、かつ日本国内で電子商取引を提供するwebサイトを運営している者。
対象商品	「頂」および「頂」を使用した商品（以下、「頂」商品という。） 実施者以外が生産した「頂」商品を含む。 なお、「頂」は、しずおか食セレクション認定制度実施要綱及び「しずおか食セレクション」頂マーク使用取扱要領の定めによる。
内 容	①「頂」商品の販売 なお、販売にあたり、商品（詰め合わせを含む）の開発や売り方など、1種以上の新たな取組を実施すること。 ②「頂」フェア特設ページの開設 ③「頂」商品の送料負担なしキャンペーンの実施 ④「頂」フェア事務局の設置、運営
時 期	12月下旬～2月末までの期間で50日間程度
備 考	・送料負担なしキャンペーン対象は、「頂」商品を税込3,000円以上購入した場合の送料（国内配送に限る）とする。 ・契約額のうち、送料負担なしキャンペーンの送料負担の原資は1,500千円を上限とする。

(2) 業務の詳細説明

区 分	内 容
「頂」フェアの開催、運営	①「頂」商品の販売 ・「頂」商品を販売し、「頂」の認知向上を図ること。 ・販売にあたり、商品（詰め合わせを含む）の開発や売り方など、1種以上の新たな取組を実施すること。 ・事前に「頂」フェア開催期間中の新たな取組による販売目標（販

	<p>売額、数量等)を設定すること。</p> <p>②「頂」フェア特設ページの開設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特設ページ内で「頂」のPRを行うこと。 ・「頂」フェアで販売する「頂」商品を掲載すること。 ・事前に「頂」フェア開催期間中の「頂」商品の販売目標(販売額、発送件数等)を設定すること。 ・送料負担なしキャンペーン実施期間中は継続設置すること。 <p>③「頂」商品の送料負担なしキャンペーンの実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「頂」商品を税込3,000円以上購入した場合、送料負担なしとすること(国内配送に限る。)。ただし、対象商品は、当該キャンペーンの期間中に発注されたものに限る。 ・送料負担なしキャンペーンの送料負担の原資は、送料負担なしキャンペーンの対象とする「頂」商品の送料負担分以外に使用することはできない。 ・送料負担なしキャンペーンの対象商品は、「頂」であることを明示すること。 ・期間中に送料負担の原資1,500千円を消化するよう努めること。 ・送料負担の総額が上限額に達した場合は、県と協議の上、送料負担なしキャンペーンの期間を前倒しして終了することができる。 ・送料負担の総額が上限額に達しない場合であっても、その差額を他の業務に係る経費に充てることはできないものとし、精算すること。 <p>④「頂」フェア事務局の設置、運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者からの問合せに対応するため、本事業の事務局を設置し、円滑な案内を行うことができる体制を整備すること。
広報PR	<ul style="list-style-type: none"> ・「頂」フェアの開催を通し、「頂」の認知向上、販売拡大に努めること。 ・送料負担の原資1,500千円の消化に必要な広報等を適宜行うこと。
事業報告	<p>①「頂」商品の販売</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事前に設定した「頂」フェア開催期間中の新たな取組による販売目標と販売実績を比較し、分析、検証すること。 <p>②「頂」フェア特設ページの開設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特設ページの閲覧数を報告すること。 ・事前に設定した「頂」フェア開催期間中の「頂」商品の販売目標と販売実績を比較し、分析、検証すること。 <p>③「頂」商品の送料負担なしキャンペーンの実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施状況を随時把握し、3(3)アの定めにより報告すること。 ・その他県が必要と認める任意のタイミングでも報告すること。

(3) 事業報告(送料負担なしキャンペーン実施データ集計)に関する補足説明

ア 実施期間中、実施状況(送料負担なしキャンペーンの対象とした「頂」商品に関する発送先、送料負担分利用額、販売商品別販売額等)を月末締めで把握・集計し、支出根拠資料(発送伝票の写し等)とともに、翌月15日までに県へ報告すること。

イ 業務完了後速やかに、県が定める委託業務実績報告書とともに、収支精算書及び支出委託金資金出納簿を提出し、県の検査を受けること。委託業務実績報

告書に、3（2）事業報告に定める事項（分析、検証、報告等）を添付すること。

（4）その他の事項

ア 本事業の実施の結果、想定を超える利用が生じた場合においても、県は3（1）に記載の送料負担の原資を超える支払は行わないため、適切な執行管理及び運用を行うこと。

イ 受託者が本事業の実施にあたり作成した成果品の著作権は、県に帰属する。

ウ 本事業の実施にあたり使用する知的財産に関しては、受託者において必ず権利者の承諾を得る等の処理を行うこと。なお、第三者が有する知的財産権の侵害の申立を受けたときには、受託者の責任において解決（解決に要する一切の費用負担を含む。）すること。

エ 本事業を効果的に実施するため、他の有効な事業等と積極的に連携を行うこと。

オ このほか事業を遂行する上で実施が適切と考えられる項目は、任意で提案すること。

4 報告業務

（1）実績報告書の作成

すべての委託業務終了後、委託業務実績報告書を提出し、県の検査を受けること。

（2）成果品

納品成果物及び納入形態は次のとおり。

- ・報告書（紙媒体（A4版））：1部、電子媒体（CD-RまたはDVD）：1式
- ・その他必要な資料一式

（3）納入場所及び納入期限

納入場所：静岡県経済産業部産業革新局マーケティング課

納入期限：令和7年3月21日（金）

（4）業務委託費の支払方法

委託業務完了検査合格後、請求書の提出に基づき、県は委託費を受託者に支払う。

5 実施体制

（1）連絡体制

ア 事業の実施にあたって、県との協議、関係者との連絡調整等が迅速かつ密接に行えるよう体制を整え、その体制を県に報告すること。

イ 経費、事業の進捗状況等について、県から報告を求められた際は速やかに対応すること。

（2）人員配置

ア 本事業を指揮監督する総括責任者を配置すること。

イ 遅滞なく業務が遂行できるよう必要な人員を確保すること。

ウ やむを得ない場合を除き、総括責任者を変更しないこと。

(3) 事業運営

ア 企画立案、実施のほか、本事業従事者を十分指導して円滑に業務を行わせること。

イ 本事業を安全に実施できるよう管理を行うこと。

6 リスク管理

受託者は次に掲げるような業務上のリスク（以下「リスク」という。）を想定し、リスクの発生を抑制するための対策、体制を講じなければならない。また、仮にリスクが顕在化し、具体的な危機が発生した場合の対処方法を事前に定めておくこと。

- (1) 送料負担なしキャンペーンの不正利用、利用者情報の流出
- (2) 書類の誤発送やEメールの誤送信等による個人情報の漏えい
- (3) 書類の不適切管理による紛失
- (4) 機器の操作誤り等による電子データの棄損や処理誤り
- (5) その他、上記に類似するリスク

7 個人情報の取扱い

個人情報の取扱いについて、適切な保護措置を講じていること。また、取扱いに当たっては、静岡県個人情報保護条例をはじめとする関係法令を遵守すること。

8 再委託

受託者は契約の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとするときは、県の承認を得ることとし、あらかじめ再委託の相手方の商号又は名称及び住所並びに再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額について記載した書面を提出すること。

9 その他

- (1) 本事業で知り得た秘密や資料を県の了解なく公表又は使用しないこと。
- (2) 受託者は本事業の期間において、県との間で随時打合せを行った上で業務を実施するものとする。また、県は本事業の実施のために必要な協力をする。
- (3) 本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じたときは、その都度、県及び関係者と協議の上決定する。ただし、定めのない事項であっても、社会通念上当然必要と思われるものについては本事業に含まれるものとする。